

(目的)

第1条 この規程は、木曽広域連合の保有する車輛(以下「車輛」という。)の安全な運転を確保するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(安全運転管理者等の選任解任)

第2条 安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」という)は、事務局及び各施設、出先機関ごとに法令の定めるところにより置くこととし、選任(解任)は連合長又は連合長の許可を得て消防長が行う。

2 安全運転管理者等を選任した時は、辞令を交付し、かつ職員に告知するとともに長野県公安委員会に届出なければならない。

(安全運転管理者等の任務)

第3条 安全運転管理者等は、連合長又は消防長の命を受け車輛の管理及び使用に関する業務を統轄するものとする。

2 安全運転管理者等に事故あるときは、別に指定する者が前項の業務を代行する。

(公務外の車両使用禁止)

第4条 車両は、公務以外に使用してはならない。

(整備管理者の選任解任)

第5条 整備管理者は事務局及び各施設、出先機関ごとに法令の定めるところにより置くこととし、選任(解任)は連合長又は連合長の許可を得て消防長が行う。

2 整備管理者を選任したときは、辞令を交付し、かつ職員に告知するとともに、長野県陸運事務所長に届出なければならない。

(整備管理者の任務)

第6条 整備管理者は、連合長又は消防長の命を受け車輛の点検、整備並びに車輛倉庫の管理に関する事項を処理するものとする。

2 整備管理者は、車輛について点検又は整備したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を定期点検整備記録簿に記載しなければならない。

(1) 点検の年月日(3ヶ月又は6ヶ月又は12ヶ月)

(2) 点検の結果

(3) 整備の概要

(4) 整備を完了した年月日

(5) その他必要な事項

3 整備管理者は、前項の定期点検整備記録簿を必要に応じて管理者に報告するものとする。

(安全運転管理者等の留意事項)

第7条 安全運転管理者等は、道路交通関係法令に定められた業務を効果的に行うため、次の事項に配慮しなければならない。

- (1) 管理に関する法令、知識等を研鑽し、企画力、指導力、実行力の向上に務めること
 - (2) 連合長に対し、管理上必要な施策を適時具申し他の職員等と一体となって、事故防止に務めること
 - (3) 道路交通に関する行政機関、団体等と緊密な連絡をとり、管理上必要な情報入手に務めること
 - (4) 運転の状況、家庭環境、身上等を把握し、適正な個人指導及び生活指導を行うこと
 - (5) 安全運転に関し、運転者の意見提案を積極的に求めるように務めること
- (運転者の点呼)

第8条 安全運転管理者及び総務課長、各施設、出先機関の長は、運転者の心身の状態、服装、態度等を確認し、安全運転に努めるよう指導するものとする。

(運転者台帳)

第9条 運転免許所持者を把握するため、事務局及び各施設、出先機関に運転者台帳を備えつけ、当該台帳に登録された職員以外の者を運転させてはならない。ただし、総務課長及び施設長、出先機関の長が認めた場合はこの限りではない。

(車輛の使用)

第10条 車輛を使用するときは、自動車配車表等により使用申込みを行い使用するものとする。

(運転日誌)

第11条 車輛を使用した職員は、運転日誌に運行状況を記入するものとする。

(故障時等の処理)

第12条 業務中車輛に故障又は破損を生じた場合は、帰庁後ただちに(運行不能の場合は現場から)直属の長並びに整備管理者に報告し、その指示を受けること。

(事故分析等)

第13条 運転者は、交通事故、交通法令違反は必ず報告し、安全運転管理者はその状況を把握して検討分析のうえ、以後の交通事故、交通違反の防止対策に活用するものとする。

(運転者の義務)

第14条 職員は、車輛の運転にあたっては、常に交通法令並びにこの規程を遵守し、安全運転に務めなければならない。

2 車輛を運転する者は、安全運転管理者等の指示に従わなければならない。

3 車輛を運転する者は、1日1回その運行の開始前において運輸省令で定める技術上の基準により車輛を点検しなければならない。

(かぎの保管)

第15条 車両を運転した職員は、かぎを安全運転管理者が指定する場所に保管しなければならない。

(講習会等)

第16条 運転者に対する講習会、研究会等を開催し交通法令、安全防衛運転に必要な教育を行うとともに事故防止検討会等を開催し、運転者の意見、要望等を開陳させ安全意識の向上を図るものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。